

# 令和6年度事業計画

## 1 基本方針

本会の会則第3条はその活動目的を、

- 1 学校教育の効果をあげるため学校事務の向上発展を図る。
- 2 会員の資質の向上につとめ、その社会的、経済的地位の向上を図る。

とし、会則第4条で、この目的を達成するために次の事業を行うとしています。

- 1 学校事務に関する研究及び研究大会の開催
- 2 本会と目的を同じくする他団体との連絡・連携に関すること
- 3 その他、会の目的達成に必要なこと

本会結成時謳われた目的は今日もなお厳然と存在していますし、この目的を達成するために本会では熊本県学校事務研究大会を開催し、会報を発行し、会の目的達成に必要な様々な活動を行っています。

令和6年度も令和5年度の基本方針を受け継ぎながら本会の基本方針を次のとおりとします。

- 1 本会の目的達成のために組織のさらなる充実に努める。
- 2 熊本県学校事務研究大会等への参加を通じて、学校事務職員の資質の向上を図る。
- 3 「熊本版グランドデザイン Ver. 2」の検証を行う。
- 4 幅広く情報を収集してタイムリーな会報の発行、ホームページの更新に努めるとともに、学校事務必携の内容の充実に努める。
- 5 学校事務に関する全国レベルの情報収集と発信を行い、交流の活性化に努める。
- 6 社会に開かれた教育課程に関わる全県下の共同学校事務室、コミュニティ・スクールの実態を把握し、先進的実践の情報提供を行う。

## 2 会務運営・研究推進計画

### (1) 基本方針1「本会の目的達成のために組織のさらなる充実に努める」について

本会は、県内11地区の学校事務研究会によって構成される「研究協議会」です。郡市事務研会長が理事となる理事会の総括の下に事務局と研究部があり、それぞれの機関の目的と役割を明確化し、各役員が無理すること無く会務に従事できるよう環境整備を図ります。

平成26年3月の機構整備委員会の答申に基づいた年2回に分けた大会運営、及び令和3年1月、2月の機構整備委員会の答申に基づいた「研究協議会」としての総会の開催、今後の大会運営に対応できるよう、「研究協議会」としての原点に立ち返ることで組織のさらなる充実に努め、会員にとってより良い研究大会となるよう役員一同努めてまいりました。しかし、近年のあらゆる課題を鑑み、令和6年3月に機構整備委員会を設立し、さらなる運営改善を図る予定です。

本会を構成する郡市事務研とは常に理事を通じて密接な連携をとり、郡市事務研と本会が一体となって、本会の活動目的に沿った学校事務研究活動を推進します。

また、引き続き学校事務職員功労者表彰を行い、お互いにつながり合うこと、支え合うこと、励まし合うことを大切に、熊事研をリードしてこられた諸先輩方や特別な研究等の顕著な功績があった方に感謝の意を表します。

## (2) 基本方針2「熊本県学校事務研究大会等への参加を通じて、学校事務職員の資質の向上を図る」について

令和6年度は6月の総会並びに研究大会を、令和6年6月27日(木)に熊本市の市民会館シアーズホーム夢ホールにて開催予定です。終日開催予定で準備・計画を進めてまいります。

第48回熊本県学校事務研究大会については、令和7年1月17日(金)に、市民会館シアーズホーム夢ホールを会場とし、開催予定です。

文部科学省が提唱する「チーム学校」や「学校における働き方改革」で重要な役割を担う学校事務職員として、さらなるマネジメント力を強化するための研修は大変重要であると考えます。

本県の会員が一同に集まり研鑽を積み、地区をこえた情報の共有の場としても本研究大会が果たす役割は重要であると考え、有意義な研究大会の開催に取り組みます。

また、全国公立小中学校学校事務研究大会の分科会発表や令和8年度全国公立小中学校学校事務研究大会佐賀大会開催を見据え、熊本県学校事務研究協議会研究部(以下 熊事研研究部)や全事研佐賀大会実行委員会の取組を全会員が共通認識できる研究活動・研究大会になるよう努めます。

さらに、全国公立小中学校学校事務研究大会、全事研セミナーおよび他県の研究大会等の開催について、迅速な情報の発信を行い、会員自らの自主的自発的に学ぶ場の情報提供を行います。

## (3) 基本方針3「『熊本版グランドデザイン Ver. 2』の検証」について

研究部は、令和6年度も引き続き「子どもの豊かな学びを支援する学校事務」をテーマに掲げて活動します。

平成29年3月31日に「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、4月1日から施行されました。また、平成31年1月25日に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が中央教育審議会より出されました。「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」が学校における働き方改革の目的とされています。答申のなかの「第5章 学校の組織運営体制の在り方」において、「学校全体において働き方改革を進めていくための以下の観点を踏まえ学校組織を構築する必要がある」として、「事務職員等のミドルリーダーがそれぞれのリーダーシップを発揮できるような組織運営を促進する必要がある。総務・財務等に通じる専門職である事務職員やサポートスタッフ等と役割分担を図る必要がある。このため、事務職員の資質の向上に取り組むとともに、共同学校事務室の活用や庶務事務システムの導入を含め教育委員会と連携した学校事務の適正化と事務処理の効率化を図る必要がある。」とされています。そして、目指すべき学校組織運営体制の在り方において「学校における働き方改革の推進にあたっては、学校事務職員の校務運営への参画を一層拡大することが必要です。学校事務職員は、その学校運営事務に関する専門性を生かしつつ、より広い視点に立って、学校運営について副校長・教頭とともに校長を補佐する役割を果たすことが期待されています。文部科学省や教育委員会は、権限や責任をもった事務長をはじめとした事務職員の配置・活用などを推進し、事務職員の資の向上や学校事務の適性化と効率的な処理、事務機能をさらに進めるべきことである。」とあります。改正法では、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」と改められ、「共同学校事務室」の設置が制度化されました。これまでの単なる事務作業ではなく、企画立案・調整・判断など仕事の質を高め、より主体的・積極的に学校運営に参画することで学校の機能強化につなげていくことを求められています。また、学

校の働き方改革では学校運営事務に関する専門性を生かし、校務運営への参画を一層拡大することが求められています。

改正法施行から7年経過し、つかさどる学校事務職員の職務が浸透してきているように考えます。令和4年度に提案した熊本版グランドデザイン Ver. 2（以下 GD）については、変化のあるGDを目指すため会員と一緒にGD研究を引き続き郡市事務研にもお願いしたいと考えています。また、令和5年度の研究により、令和4年度から課題としていました「新学習指導要領における『社会に開かれた教育課程』と学校事務職員とのかかわり」及び「学校事務職員が『社会や地域』と連携・協創・企画調整するための教員・教育委員会とのかかわり」の2点について、「つながること」「つなぐこと」を意識し、School アレンジ戦略（平成30年度）を実行することで、学校事務職員が社会に開かれた教育課程を目指すことができること、すでに目指し始めていることを示しました。

令和6年度では、引き続きGDを主軸に置き、昨年度実施したGD意識調査結果をもとに、学校事務職員個人の取り組みでは限界があるため、共同学校事務室、郡市事務研を手段とし、学校事務職員の社会や地域とのつながりの構築や働き方改革等につながるような研究を考えていきたいです。

#### **（4）基本方針4「幅広く情報を収集してタイムリーな会報の発行、ホームページの更新に努めるとともに、学校事務必携の内容の充実を図る」について**

「熊事研究会報」は創刊以来、昨年度末までに155号を発行しました。本年度も3回以上の発行を計画しています。内容が固定化しているとのことご意見もありましたので、昨年度は研究部より取材に出向きよりリアルな現状をお伝えするように心掛けました。これまでの固定的な記事の他に關心を持てるような記事を掲載する工夫をします。具体的には、全会員の関心が高い学校事務センターやコミュニティ・スクールなどに関する意見やつぶやきなどの寄稿を会員に広く呼びかけること、令和5年度においては取材を行っていない共同実施や学校事務支援室へ出向き取材を行いたいと思います。また、教育行政という採用区分の変更による異校種間異動の現状の紹介、各郡市事務研に出向き取材報告等を考えています。募集や取材の依頼は会報やホームページを通して行っていく予定です。

「学校事務必携」は昭和59年に創刊以来、継続して発行してきました。令和4年度 No. 39から資料版【熊本市】を追加し、より会員のニーズに合った使い勝手の良い必携となるよう改訂を続けてきました。令和5年度には発刊40周年を迎えたことを機に、全会員へのアンケートを行い、その結果を踏まえて、本年度も会員の声をもとに改訂を続け、熊本市や県立・行政の事務職員にとっても使いやすい事務必携の編集作業に取り組みます。

さらに、熊事研の情報の発信や全国の学校事務職員との交流ができるよう、ホームページの内容の充実を図ります。

#### **（5）基本方針5「学校事務に関する全国レベルの情報収集と発信を行い、交流の活性化に努める」について**

全事研からの諸調査は、研究部の情報調査班が主となり、各地区理事をはじめ各市町村教育委員会の協力の下に行います。調査結果については全事研のホームページに掲載されます。それぞれの個人及び共同学校事務室、郡市事務研の実践や研究に役立てていただきたいと思います。

また全事研及び他県の学校事務研究会との協力関係を深め、情報交換を行うことにより、最新の情報を速やかに会員に届けるとともに、郡市事務研へもパイプを繋ぎ、郡市事務研の活性化にも役立てたいと考えます。

**(6) 基本方針6「社会に開かれた教育課程に関わる全県下の共同学校事務室、コミュニティ・スクールの実態を把握し、先進的実践の情報提供を行う」について**

共同実施の更なる発展を目指して、各共同実施単位によりさまざまな取組が行われていると考えられます。また、平成26年度から導入された学校事務センターも更に導入地区が増えており、独自の取組が行われています。各学校事務センターでは経営案を作成し学校事務組織として、事務の効率化が図られています。今後、学校事務センターでの取組について会報やホームページを通じて紹介していきたいと考えています。

また、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現を目指す「コミュニティ・スクール」が一部学校ですでに導入され、「熊本版コミュニティ・スクール」は全県的に導入されようとしています。コミュニティ・スクール加配も実施され、学校事務職員が地域とともにある学校を創造する機能を担っています。今後も、これからの学校事務組織・学校事務職員の在り方との関連を含め、学校運営に参画できる共同学校事務室の実現に向けて、共同実施、学校事務支援室、学校事務センターを含めた先進的実践等の情報提供を行います。